

令和2年3月29日

パリ日本人学校
保護者の皆様

新型コロナウイルス対策で日本に一時帰国をされている方
これから一時帰国を希望される方へ

パリ日本人学校
校長 小野江 隆

3月23日に日本政府はフランスを含む欧州各国に対する感染症危険情報レベルを「レベル3：渡航はやめてください（渡航中止勧告）」に引き上げました。これを受けて新型コロナウイルスにより、すでに一時帰国されている児童・生徒がいらっしゃいます。また、今後一時帰国を希望される方へ、次のような対応をとることといたします。

1 学籍について

日本の公立小・中学校では、緊急対応のため住民票がなくても居住する地区の学校に編入できるよう文部科学省より通知が来ました。

したがって、今回は体験入学だけではなく、編入される学校によっては、編入学という手続きをとる場合もあります。通学される学校にお尋ねください。編入学の場合には、学籍は一時的に日本の学校に入りますが、パリ日本人学校に復学する予定がある場合は、休学という形で本校にも学籍を残すことになります。（二重籍）

2 休学について

日本の学校に在籍している間は、パリ日本人学校は休学扱いとし、授業料を継続して支払っていただくことで本校にも学籍を残すことができます。また、体験入学と同様に、編入先の学校での出席日数はパリ日本人学校の出席日数に反映されます。

3 日本の学校への編入学手続きについて（二重籍を取る場合）

- ①一時帰国後、居住地にある教育委員会に「新型コロナウイルスによる一時帰国のため、編入学の手続きをしたい」旨の電話連絡を入れてください。
- ②教育委員会の確認が取れたら、指定された小・中学校に電話連絡をしてください。
- ③担任（パリ日本人学校）にメールにて、帰国の日・編入先学校名・電話番号をお知らせください。

※編入学書類については、学校間で対応致します。

※パリ日本人学校へ戻るときは、日本の学校で作成した書類を受け取り、登校時に持参します。

4 日本の学校への体験入学の手続きについて

- ①体験入学先の小・中学校に電話連絡をしてください。
- ②担任（パリ日本人学校）にメールにて、帰国の日・体験入学先学校名・電話番号をお知らせください。
- ③「体験入学受入依頼書（全てご自身で記入願います）・体験入学証明書」を、体験入学先の小・中学校にご提出ください。体験入学に必要な2通の書類も合わせてこのメールに添付いたします。

5 その他

日本の学校によっては制服等の準備もありますので、編入先学校にお問い合わせください。

- 6 休学の際の授業料、バス分担金等につきましては、4月1日に配信するプリントをご確認ください。（HPにもアップいたします。）